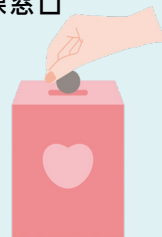


令和6年能登半島地震災害義援金箱を設置しています

九重町では、令和6年1月1日に発生した、令和6年能登半島地震で被災された方々を支援するため、義援金の募集を行っています。皆さまのご協力をお願いいたします。皆様方からお寄せいただきました義援金は、被災地の方々の生活を支援するため、被災都道府県が設置する義援金配分委員会へ全額お送りします。

設置期間：当面の間設置しています
設置場所：九重町役場1階住民課窓口
九重文化センター
各地区公民館



花たばの会より義援金をお預かりしました



篠原まりあプロ激励コンペでの義援金をお預かりしました

九重町保健福祉センターの照明がLEDになりました！

(令和4年度及び令和5年度電源立地地域対策交付金の報告)

この交付金は、電源開発促進税を原資として、電気の消費地が享受する恩恵の一部を還元するため、電気の生産地に交付されるものです。

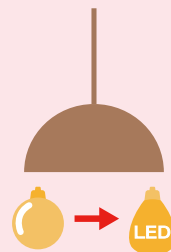
九重町内では、水力発電(6か所)が交付金算定対象となっており、令和4・5年度はこの交付金(2か年計約902万円)を活用し、保健福祉センターの照明をLED照明に更新しました。

保健福祉センターは、町民の健康づくりの拠点及び避難所、地域福祉の拠点施設として平成8年に開所しました。今回、老朽化が進んでいた照明設備をLED化したことで、光熱費の削減が見込まれ、故障リスクが減ることで、より一層安心して使える施設となりました。

今後も、この交付金を活用し、町民の皆様の利便性の向上を図ってまいります。

【交付金に関するお問い合わせ】

商工観光・自然環境課 環境グループ ☎0973-76-3150



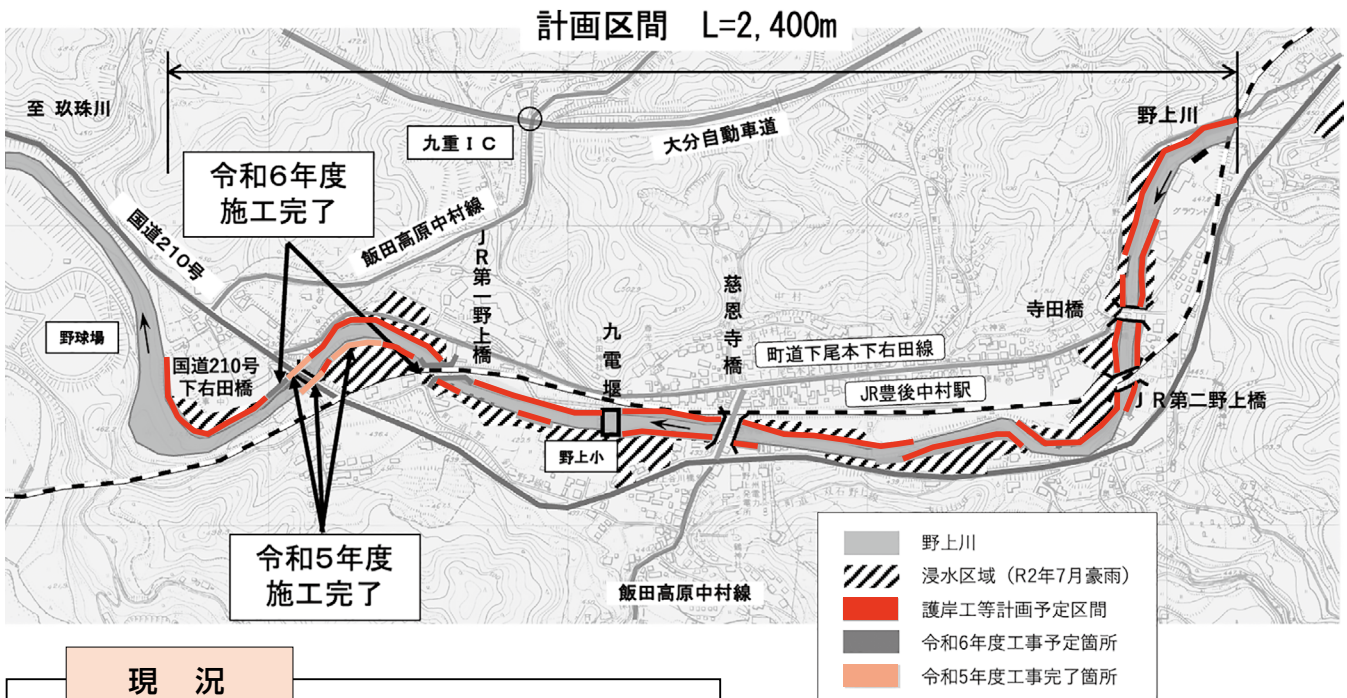
野上川河川改修事業について

●お問い合わせ

建設課 ☎0973-76-3811
玖珠土木事務所 ☎0973-72-1152

大分県では令和2年7月豪雨で甚大な被害が発生した野上川において、令和3年度より河川改修事業を進めています。令和5年度は国道210号下右田橋付近の河道拡幅及び護岸工事を行ないました。令和6年度はJR第一野上橋の架け替え工事や国道210号下右田橋下流の河道拡幅及び右岸側の護岸工事に着手する予定です。工事期間中、皆様にはご迷惑をおかけ致しますが、ご協力のほどよろしく申し上げます。

工事予定箇所



現況



完成予想(イメージ)



よろしく申し上げます



中学校部活動の地域クラブへの移行について

～令和8年度から休日の部活動はなくなります～

●お問い合わせ 九重町部活動地域移行検討委員会事務局(教育振興課内) ☎0973-76-3834

持続可能なスポーツ・文化活動の機会を提供するために、中学校の教員が担ってきた部活動の指導を地域のクラブや団体に移行します。地域移行すると、休日の活動を中学生自身で選択できるようになります。

専門的な指導を受け、
競技力を高めたい



学校にない活動
にも挑戦したい



複数の活動を
両立させたい



地域のいろいろな
世代の人と交流したい

部活動地域移行Q&A

Q. 中学校の休日部活動が地域移行されると何が変わりますか？

- A. 原則として、休日の活動は学校教育活動ではなく、社会教育活動となります。休日に活動したい場合は、「地域クラブ」に所属して活動します。学校の先生が指導することがなくなるので、教員の負担軽減にもつながります。
※学校にあるすべての活動を地域クラブとして設置できない場合もあります



Q. 「地域クラブ」とはどんな団体ですか？

- A. 町内の既存の団体や新設されたスポーツ・文化芸術団体が受け皿となることを想定しています。九重町の実態や、活動に参加を希望する生徒のニーズに合わせたクラブの設置を検討しています。

Q. 「地域クラブ」へは必ず参加しなければならないのですか？

- A. 休日の活動への参加は任意です。休日は、平日の部活動とは違う活動に参加することも可能です。
(例：平日はバスケットボール部で活動・休日は地域卓球クラブで活動など)

九重町の地域移行スケジュールについて

推
進
期
間

START

令和5年度

・地域移行検討委員会の設置 ・方針の策定 ・アンケート調査

令和6年度

・指導者募集 ・受け皿団体の整備

令和7年度

・段階的な地域移行の実施 ・コーディネーター配置

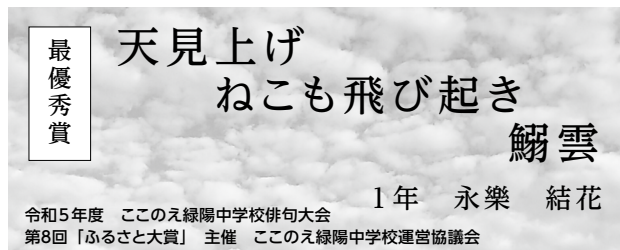
令和8年度

・休日の学校部活動の地域クラブへの移行完了

ここのえ緑陽中学校第8回俳句大会「ふるさと大賞」投票結果について

●お問い合わせ 教育振興課 ☎0973-76-3812

ここのえ緑陽中学校運営協議会では、中学生のふるさとを愛する気持ちを深めることを目的に、俳句大会を開催しています。今年度のテーマは「自然」。町民のみなさまに選者となっていただき、代表の30句の中から「ふるさと大賞」を決定しました。今年度は昨年を上回る970票の投票をいただきました。ご協力ありがとうございました。



本年度 最優秀賞の作品

入賞作品

【最優秀賞】	○天見上げ ねこも飛び起き 翺雲	1年	永樂	結花
【優秀賞】	○すききらい コスモスの花 恋占い	3年	麻生	伊知覇
	○バット振る 足元照らす 月あかり	2年	矢方	奨馬
【優良賞】	○空見上げ 指でなぞった 白鳥座	3年	佐藤	菜央
	○喧嘩する ぼくらのようだな カブトムシ	2年	河野	紗奈
	○つくしの芽 ばあちゃんつくる まぜご飯	2年	佐藤	千晴

主催 ここのえ緑陽中学校「学校運営協議会」

児童手当の各種届出は、出生や転入から15日以内に！

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎0973-76-3828

児童手当は、次世代の社会を担う子どもたちの成長を社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を養育する方を対象に支給されます。

必要な届出は、事由発生日の翌日から数えて15日以内に行ってください。届出がない場合や遅れた場合、手当を受給できない月が発生します。

▶支給対象 中学校修了までの児童を養育している方

▶支給額(1人当たり月額)

児童の年齢	児童手当の額
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学生修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円



※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給

▶届出が必要な場合

Check!



- 子どもが生まれたとき
- 他の市町村から転入したとき、他の市町村へ転出するとき
- 公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- 新たに児童を養育するようになったとき、児童を養育しなくなったとき
- その他家庭状況に変更があったとき（詳しくはお問い合わせください）



九重町歴史資料館におこしく下さい！

●お問い合わせ 九重文化センター ☎0973-76-3888

- 九重町で発掘された貴重な遺物や歴史的な建造物を紹介した資料を展示しています。
[常設展示] 大分県屈指の洞穴遺跡である二日市洞穴及び釘野千軒遺跡・都原遺跡の出土品など。
- 専門員が常駐していて、県内外からの問い合わせや社会見学に対応します。
- 県立歴史資料館との共同展示や企画展も随時開催しています。
今年度は「勾玉作り」の体験学習も行いました。

【場 所】 九重文化センター内（玄関入って右側）
【開館時間】 平日 午前10時～午後6時／土日 午前9時～午後5時
【休 館 日】 月曜日・祝日
【入 館 料】 無料



展示している歴史資料についてもっと詳しく知りたい方はお声かけください。
文化財専門員が詳しく説明します。個人でも団体でもお気軽にお問い合わせください。
※用務で不在の場合がありますので、事前にご連絡いただくと確実です。

交通指導員募集！！

●お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎0973-76-3801

子どもの登下校時における街頭での交通指導などにより、住民を交通事故から守る活動の推進をしていただく交通指導員を募集します。

活動内容

- 1 朝の児童等の登下校時などにおける交通指導
- 2 年4回(春夏秋冬)の交通安全運動をはじめとする街頭指導
- 3 その他上記以外の交通安全にかかるもの

要 件

- 1 町内に居住する人(性別は問いません)
- 2 交通安全活動に関心があり、健康な人

募集人員

6名(東飯田地区2名、野上地区1名、飯田地区1名、南山田地区2名)
※報酬は町の規定に準じます
※制服、装備品は貸与します



国民年金は、20歳を迎えると全ての方が被保険者となり、保険料を納付しなければなりません。

しかし、被保険者が学生で、所得が一定以下である場合、保険料の納付が猶予される「**学生納付特例制度**」を申請することができます。

対象となる方

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する学生等で、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

所得基準のめやす

128万円 + (扶養親族などの数 × 38万) + 社会保険料控除等

で計算した額以下

学生納付特例制度のメリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。



申請方法

- **申請書による申請** 申請書に記入のうえ、役場住民課窓口、又は年金事務所へご提出ください。併せて、学生であることを証明する学生証等の写しが必要です。
- **電子による申請** マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルから手続きを行ってください。学生証等については画像でアップロードする形となります。
- **ハガキによる申請** 前年に保険料納付を猶予されている方で、次年度も在学予定の方へは、3月末にはがき形式の申請書が届きますので、記入のうえ、返送してください。

社会保険に加入した場合は手続きが必要です。

●お問い合わせ 住民課 ☎0973-76-3802

就職や被扶養者の認定となったことにより、国民健康保険から社会保険に変わった場合は必ず届出が必要です。届出をされるまでは国民健康保険税もかかり続けますので速やかにお手続きをお願いします。

社会保険の認定日以降に国民健康保険証を使って医療機関等を受診された場合、7割または8割の医療費をお支払いいただく場合があります。そのため社会保険の加入後に受診するときに、社会保険証がまだ手元に届いていない場合は国民健康保険から社会保険に変わったこと、社会保険証がまだ手元にないことを医療機関等へお伝えください。医療機関ごとで対応が異なりますので、受診した医療機関等の指示に従って医療費のお支払いをお願いします。

【社会保険に加入したときの届け出に必要なもの】

- ・社会保険証または資格取得証明書
- ・国民健康保険証
- ・届出に来庁される方の身分証明



令和6年度健診希望調査を行います 一年に1度健診を受けましょう

●お問い合わせ

【健診全般】

保健福祉センター

☎0973-76-3838

【保険証・受診券】

住民課

☎0973-76-3802

19歳以上の全町民を対象に令和6年度の健診受診希望調査を行います。**巡回健診（町の健診）を受ける場合は調査票の提出をもって予約完了となり、5月中に問診票等健診セットをお届けします。**提出後の検診項目の変更や受診日の変更は可能です。また、受診者数把握のため受診を希望しない方も提出のご協力をお願いいたします。

1

健診受診希望調査を提出します【4月5日締切り】

調査票は3月15日発送の区長文書と一緒に（もしくは直送で）、全世界帯に配布しております。

詳しい巡回健診の日程や内容は、調査票に同封の「九重町健診ガイド」をご覧ください。



2

受診券が届きます（5月頃）

40～74歳の九重町国民健康保険加入者、75歳以上の後期高齢者の方は受診券がご自宅に届きます。39歳以下の方の受診券はありません。

※社会保険加入者は医療保険者から案内があります。

3

予約をします

★巡回健診のうち、乳房超音波検査（39歳以下対象）と託児を希望される方は、日程等「健診ガイド」でご確認の上、別途ご予約ください。

★施設健診を希望する方は健診施設に直接予約の電話をしてください。

【大分県厚生連健康管理センター ☎0977-75-6154】

★個別健診（医療機関で受ける場合）の対象医療機関については

【役場住民課 ☎76-3802】にお問い合わせください。

※個別健診は40歳～74歳の国保加入者と75歳以上の方が対象です。

4

希望調査で「受ける」と回答した方は巡回健診用の大腸がん検査容器等の健診セットが5月中にご自宅に届きます

5

健診を受けます

健診時の混雑を避けるため、問診票の事前記入をお願いします。

提出

未提出

締切後に希望される方は、健診日の前の日までに保健福祉センターまで検診セットを取りにお越しください

肺がん・結核検診の自己負担金が65歳から無料になります!!

世界保健機関（WHO）では、3月24日を「世界結核デー」としています。「結核」は昔の病気だと思いませんか？今でも日本国内で年間約1万人が新たに発病し、1,600人以上が命を落としている主要な感染症です。近年では、結核患者に占める高齢者の割合が高くなっています。ご自身の健康管理のために、健康診断と合わせて年に1回は胸部レントゲン検査を受けましょう。

★巡回健診では、車いすのまま胸部レントゲン検診車に入ることができるリフト車もありますので、介助が必要な方は事前に保健福祉センターまでご相談ください。

予防接種を受け忘れていませんか？

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

子どもは病気にかかりやすく、かかると重症化することもあります。予防接種は感染症に対する免疫をつくり、病気のリスクを減らします。病気になったとしても軽症ですませることができ、社会全体を感染症から守る目的もあります。

予防接種の対象年齢になっていないか母子健康手帳を確認して、済んでいない予防接種がありましたら、お子様の体調の良いときに予防接種を受けましょう。

対象年齢を過ぎて接種した場合は全額自己負担になりますのでご注意ください。



接種勧奨者	予防接種の種類
3歳*標準的な接種年齢 (生後6か月以上7歳6か月未満)	日本脳炎予防接種第1期 (初回接種2回、追加接種1回) *追加接種は、標準的に初回2回目終了の1年後に1回接種
小学4年生 (9歳以上13歳未満)	日本脳炎予防接種第2期
小学校就学前1年間 (平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ)	麻しん・風しん混合予防接種 (第2期) *接種期限令和6年3月31日まで
小学6年生 (11歳以上13歳未満)	二種混合 (ジフテリア・破傷風) 予防接種

シリーズ
『障がい福祉』
98

心身障害者扶養共済制度について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

心身に障がいのある方を扶養している保護者が加入者となり、一定の保険料掛金を納めて、加入者に万一のこと(死亡または重度障がい)があったとき、心身に障がいのある方に終身一定額の年金を支給し、保護者なき後の生活の安定を図ります。任意加入方式で、障がい者1人につき2口まで加入できます。

対象者	次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立生活することが困難であると認められる方。 ①身体障害者手帳1～3級 ②知的障がいのある方 ③精神または身体に永続的な障がいのある方で、その障がいの程度が①または②と同程度と認められる方
加入者	65歳未満の保護者でかつ生命保険契約を締結できる方 ※障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人
加入者	保護者の加入時の年齢により、1口加入の場合、月9,300円～23,300円 ※制度の見直しにより、掛金が改定されることがあります
給付金	【年金額】 1口につき月額20,000円 【弔慰金】 障がい者が加入者の生存中に死亡した場合に支給されます 加入期間により、1口につき 30,000円～150,000円(平成20年3月31日以前に加入した人) 50,000円～250,000円(平成20年4月1日以降に加入した人) 【脱退一時金】 制度を脱退した場合に支給されます 加入期間により、1口につき 45,000円～150,000円(平成20年3月31日以前に加入した人) 75,000円～250,000円(平成20年4月1日以降に加入した人)

令和6年度国民健康保険税年金特徴仮徴収額について

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

令和6年度の国民健康保険税について、令和6年2月の年金特徴対象者は、令和6年2月年金特徴額が令和6年度4月以降の仮徴収額となります。

年金受給月	種類	備考
4月、6月、8月	仮徴収	原則として前年度2月分の保険税額がそのまま徴収されます。
10月、12月、2月	本徴収	前年の所得をもとにして保険税から仮徴収額を除いた額が徴収されます。

※令和6年度中に75歳到達により後期高齢者医療保険へ加入される方については、令和6年4月の年金特徴から、普通徴収（納付書または以前登録されている口座からの引落し）へ変更となります。

ケーブルテレビで町からのお知らせが確認できます！

●お問い合わせ 情報デジタル推進課 ☎0973-76-3874

九重町ケーブルテレビに加入している方は、KCT(設定変更していなければ11チャンネル)で防災無線でのお知らせ、ごみ出し日等を確認することができます。

KCTのチャンネルを視聴しているときにdボタン(リモコンに「d」と書かれたボタンがあります)を押すと右の画面に切り替わり、それぞれ選択することで情報を見ることができます。



「火災とまぎらわしい届出について」

☎ 玖珠消防署 警防係 ☎72-2141

畔焼きやどんど焼き、剪定枝焼却等で物を燃やす際は消防署に「火災とまぎらわしい届出」をお願いいたします。

日田玖珠広域消防組合火災予防条例では、火災とまぎらわしい煙や炎を発生のおそれのある場合は、消防署に届出するように決められています。なお、廃棄物の焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令並びに施行規則で規定されています。家庭ゴミ等を燃やしてしまうと罰金が科せられてしまう恐れがあります。

届出の際、以下の書類が必要になります。

- 申請書1部
- 付近見取図

申請書は日田玖珠広域消防組合のホームページの各種様式「火災とまぎらわしい届出(様式第12号)」にありますので印刷し必要事項を記入後、消防署に持参してください。また、消防署にお越しいただければ職員が書類を準備しますのでその場での提出も可能です。

届出にかかる時間は5分程度で手数料等はかかりません。みなさまにはお手数おかけしますがご協力をお願い致します。

焼く際の注意点

- 日の出前、日没後には火をつけない。
- 火災警報時、風が強い日等は避ける。
- 消火器具を必ず準備する。
- 完全に消えるまで火のそばを離れない。

※広報このえ 2月号 16 ページ「こちら 119 番」にてお問い合わせ先を「玖珠警察署」と表記していましたが、正しくは「玖珠消防署」です。訂正してお詫びいたします。